



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	世界のルールの作り方・使い方 第1回：食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防
Relation	世界のルールの作り方・使い方 第1回：食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防. 2015年7月3日(金). 北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学附属図書館, 札幌市
Issue Date	2015-07-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/59545
Type	lecture
File Information	02.pdf, 第一部応用編スライド：食の安全と国際経済 - 成長ホルモン・遺伝子組み換え食品の輸出入をめぐる攻防



食の安全と国際経済

成長ホルモン・遺伝子組換え食品の輸出入をめぐる攻防

法学研究科附属高等法政教育研究センター／附属図書館 共同ワークショップ
「世界のルールの作り方・使い方」

公共政策学連携研究部 伊藤 一頼

1

国際貿易のルール



世界貿易機関(WTO)協定

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO設立協定)

物品の貿易に関する多角的協定 [ANNEX 1A]

- 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定 (1994年のガット)
- 農業に関する協定
- 衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (SPS)
- 繊維及び繊維製品 (衣類を含む。)に関する協定
- 貿易の技術的障害に関する協定 (TBT)
- 貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIM)
- アンチ・ダンピング協定
- 関税評価に関する協定
- 船積み前検査に関する協定 (PSI)
- 原産地規則に関する協定
- 輸入許可手続に関する協定
- 補助金及び相殺措置に関する協定 (SCM)
- セーフガードに関する協定

サービスの貿易に関する一般協定 (GATS) [ANNEX 1B]

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS) [ANNEX 1C]

紛争解決に係る規則及び手続に関する了解 [ANNEX 2]

貿易政策検討制度 (TPRM) [ANNEX 3]

貿易自由化のルール

- 関税以外の「数量制限」を禁止。(GATT11条)
(輸入禁止は原則として認められない)
- 関税率の上限を「譲許表」で約束。(GATT2条)
 - ➡ 多角的貿易交渉(ラウンド交渉)でさらに引下げ。

通商紛争の解決

- 通商紛争はWTOに提訴が可能。

上級委員会

小委員会（パネル）

条約違反の有無を審査

- 貿易以外の社会公益に関わる通商紛争が増加。
（動物愛護、環境保全、保健衛生、治安維持、・・・）

A young brown cow is running towards the camera in a lush green field filled with small purple and yellow flowers. In the background, two other cows are visible, one on the left and one on the right, both slightly out of focus.

2

ホルモン牛肉を めぐる通商紛争

ホルモン牛肉に対する輸入禁止措置

- 1985年12月

ECは、成長促進目的のホルモン剤を投与した牛肉の販売および輸入を禁止。

天然型	合成型
17 β - エストラジオール	酢酸トレンボロン
プロゲステロン	酢酸メレンゲステロール
テストステロン	ゼラノール

➡ アメリカは1996年に、この措置をWTOに提訴。

衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS協定）

SPS協定 2条2項

加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。

「科学」とは？ ①国際基準に適合する場合

- SPS協定 3条2項

衛生植物検疫措置は、国際的な基準、指針又は勧告に適合する場合には、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要なものとみなすものとし、この協定及び1994年のガットの関連規定に適合しているものと推定する。

- 国際基準を作成する機関（SPS協定 附属書A）

(a)食品規格委員会 (Codex Alimentarius Commission) *

(b)国際獣疫事務局 (OIE)

(c)国際植物防疫条約 (IPCC) 事務局

*国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機構(WHO)が1963年に合同で設置した機関。現在の加盟国数は185。

成長促進ホルモンについてのCodex基準

- FAO/WHO合同食品添加物専門家会議(JECFA)の勧告

天然型・・・基準値を必要とせず。

合成型・・・1日摂取許容量(ADI)と残留基準許容量(MRL)を設定。

- ECの輸入禁止措置は、国際基準より厳しい内容。
➡ SPS協定3条2項で正当化することはできない。

「科学」とは？ ②リスク評価に基づく場合

- SPS協定 3条3項

加盟国は、科学的に正当な理由がある場合又は当該加盟国が第5条の1から8までの関連規定に従い自国の衛生植物検疫上の適切な保護の水準を決定した場合には、関連する国際的な基準、指針又は勧告に基づく措置によって達成される水準よりも高い衛生植物検疫上の保護の水準をもたらす衛生植物検疫措置を導入し又は維持することができる。

- SPS協定 5条1項

加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価(risk assessment)の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。

ECの措置は科学的なリスク評価に基づいていたか

- 科学的なリスク評価は存在した。

ECが引用したいくつかの研究は、争点の成長ホルモンが、適切に管理されなかった場合に、どのような悪影響を人体に及ぼしうるかを明らかにしていた。

- ECの措置は、それらのリスク評価に「基づいて」いなかった。

上記研究のリスク評価では、成長ホルモンは適切に管理される場合には安全であるとの見解であるが、ECの措置は、成長ホルモンはいかなる残留濃度であっても人体にとって危険であるとの前提に立っている。

合法的に貿易制限を行うためには・・・

- 科学的なリスク評価が存在すること。

当該物質が人の健康に及ぼすリスクと、それがどの程度の可能性で発生するかを特定。

(「不確実性」そのものはリスクに該当しない。健康に悪影響がないことの絶対的な証明はそもそもできないから。)

信頼できる情報源(qualified and respected sources)であれば、科学界の主流の見解ではない少数意見であってもよい。

(何が「ベスト・サイエンス」かを決めることが目的ではない)

- 貿易制限措置がリスク評価に「基づいて」いること。

措置とリスク評価の内容が合理的に関連していること。

他の紛争事例を見てみると・・・

- 日本 農産物(コドリンガ)事件

アメリカ等の果実8品目にコドリンガ(蛾の一種)が寄生する可能性があることから輸入を禁止。臭化メチル燻蒸などによる殺虫試験を品種ごとに行い、その効果を確認することが輸入を認める条件。

【WTO】日本が依拠したリスク評価では、品種の違いが検疫の効果に影響を及ぼすとは考えられない。品種別試験という措置と科学的証拠との間に、合理的な関連が認められない。リスク評価に「基づいた」措置ではない。

- オーストラリア サーモン事件

カナダ産サーモンが病原体を持っている恐れがあるとして、加熱処理されていないサーモンの輸入を禁止。

【WTO】オーストラリア政府の研究レポートは、悪影響が発生する「可能性」についての一般的な声明にすぎない。また、仮にリスクがあるとしても、加熱処理により病原体が消滅するというデータは十分でなく、措置と科学的証拠の間に合理的な関連がない。

ホルモン牛肉事件 その後

- 2003年、ECは輸入禁止措置を継続する決定。
1999年、EC「公衆衛生に関連する獣医学的手法についての科学委員会(SCVPH)」がリスク評価を実施。いかなる残留基準値も設定しえないとの見解。
- 2005年、再びWTOに紛争が付託される。
リスク評価の適法性の問題には結論を示さず。
- 2009年、政治決着。
ECは、成長ホルモン剤を使用しない牛肉に対し年間2万トン(4年目以降は4万5000トン)の無税輸入枠を認めることで、ホルモン牛肉の輸入禁止措置を維持する。

ホルモン牛肉に日本はどう対応しているか

- 天然型ホルモンを使用した牛肉は輸入を規制せず。
- 合成型ホルモンを使用した牛肉は、残留基準許容量(MRL)を設定。

(単位:ppb)

		筋肉	脂肪	肝臓	腎臓	食用部分
ゼラノール	Codex	2	—	10	—	—
	日本	2	2	10	20	20
酢酸トレンボロン	Codex	2	—	10	—	—
	日本	2	2	10	10	10
酢酸メレンゲステロール	Codex	1	18	10	2	—
	日本	30	30	30	30	30

3

遺伝子組換え食品 をめぐる通商紛争

遺伝子組換え作物に対するECの規制

- 1990年「環境放出指令」
遺伝子組換え作物(GMO)の環境放出・市場流通に関する事前承認制度。
- 1999年から新規のGMOの承認がストップ(「モラトリアム」)。
GMOの表示とトレーサビリティに関する規則が採択されるまでは、GMOの新規承認を停止すべきとする5カ国共同宣言。
- 個別のEC加盟国が「セーフガード措置」をGMOに発動。
ECが承認したGMOであっても、加盟国は個別にその使用・販売を制限できる。1997年～2000年に、6カ国が9件の措置。

WTOの見解は・・・

- 「モラトリアム」措置
 - SPS協定 附属書C(1)(a) 検疫等の措置が「不当に遅延することなく行われ、完了すること」に違反。
- 「セーフガード」措置
 - 引用された科学的研究は、リスクが発生する「可能性」に言及しているだけであり、リスクを具体的に特定していない。
 - むしろECの植物科学委員会は、これらのGMOが人体や環境に対して何らかのリスクを持つとは確認できないと述べており、各国のセーフガード措置はこのリスク評価に「基づいて」いない。

ECのGMO規制 その後

- 2003年 GMOの表示・トレーサビリティに関する規則
(⇒2004年 モラトリアムの解除、新規承認の再開)

(a)遺伝子組換え材料を使用した場合、最終製品にDNAやたんぱく質が残るかに関わらず、表示・トレーサビリティ義務を課す。

(b)畜産物に対する遺伝子組換え飼料(GM飼料)も表示・トレーサビリティの対象。

(c)表示・トレーサビリティが免除される「意図しないGMO混入率」は0.9%未満。

- 2015年 欧州理事会・欧州議会による新指令

EUレベルで承認されたGMOであっても、各国が栽培を制限・禁止できる。

日本のGMO規制

- 2001年4月1日から、遺伝子組換え食品の輸入・販売は、事前の安全性審査により承認を受けることを義務づけ。
- 2003年 食品安全基本法
⇒内閣府に食品安全委員会を設置。
(遺伝子組換え食品のリスク評価は「遺伝子組換え食品等専門調査会」が行う)
- GMOの表示に関する制度(食品衛生法)
GMOを原材料とし、最終製品にも組み換えられたDNAやそれによって生じたたんぱく質が検出される場合に、表示義務。

4

貿易と食の安全 をつなぐ「科学」



国際基準の位置づけの変化

- 準立法的な意義が付与された。
 - …貿易の世界の利害関係がダイレクトに持ち込まれることに。
(⇒国際基準の作成が紛糾・停滞するケースも)
- 「最低限の基準」を設定するだけでよいのか？
 - …各国レベルで国際基準以上の保護を導入することが難しくなったため、国際基準は、より高度に安全が見込める水準をめざすべき。
(⇒ただ実際には、国際基準の作成プロセスでは、消費者よりも、生産者・企業側の利益が反映されやすい)

Codex委員会の食品規格策定ステップ

1. 総会が執行委員会による作業評価結果を考慮して規格策定を決定する。
2. 事務局が規格原案の手配をする。
3. 提案原案について各国のコメントを求める。
4. 部会が規格原案を検討する。
5. 規格原案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格原案の採択を検討する。
6. 規格案について各国のコメントを求める。
7. 部会が規格案を検討する。
8. 規格案について各国のコメントを求める。そのコメントと執行委員会による作業評価結果に基づき、総会が規格案を検討し、コーデックス規格として採択する。

「科学的なリスク評価」はどこまで可能か？

- WTOは、何が科学的な「真実」かを確定しようとはしていない。
＝信頼できる水準でリスクの存在の「確からしさ」が示されればよい。
- しかし、科学研究を行うためには様々な制約条件も。
- 各々の条件下で、どのような水準の研究を行えば「科学的」と認められるのか？
 - ➡ WTOの紛争解決事例を参照しながら相場観を得ることが重要。

ありがとう
ございました

